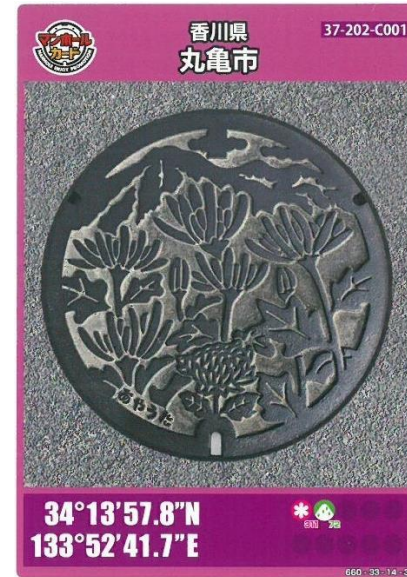
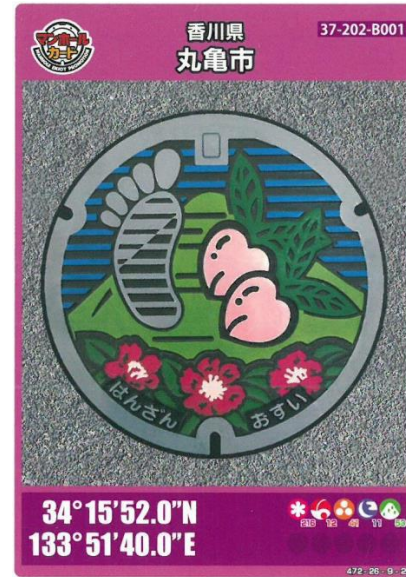


丸亀市下水道事業の概要について



令和8年8月17日

丸亀市下水道事業運営審議会

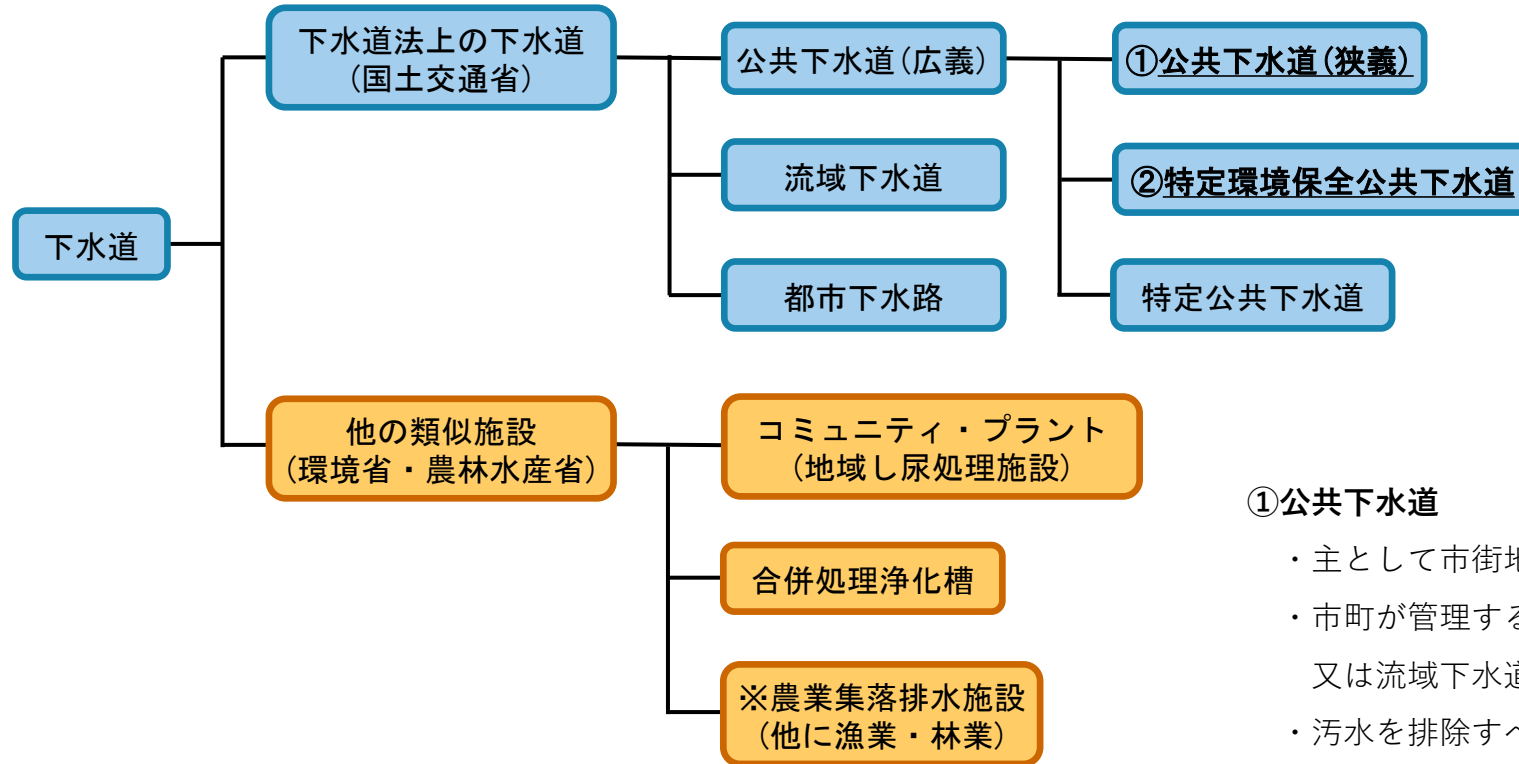


目次

1. 下水道の種類	 1
2. 下水道事業の概要	 3
3. 下水道事業経営の考え方	12
4. 丸亀市下水道事業の経営状況	15
5. 丸亀市の下水道使用料	22
・【主な語句の説明】	26

1. 下水道の種類

下水道の種類



①公共下水道

- ・主として市街地における下水を排除し、処理する。
- ・市町が管理する下水道で、終末処理場を有するもの（単独公共下水道）
又は流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道）
- ・汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

②特定環境保全公共下水道

- ・公共下水道のうち市街化区域以外で設置されるもの

※)農業集落排水施設

- ・農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設
(R6～R7に②特定環境保全公共下水道へ編入済)

2. 下水道事業の概要

丸亀市の下水道事業の概要

丸亀市は、平成17年3月に、旧丸亀市、旧綾歌町、旧飯山町が合併し新丸亀市となった。合併以前から各市町において、公共下水道、流域関連公共下水道、流域関連特定環境保全公共下水道を実施している。

丸亀処理区

(単独公共下水道事業)

飯山処理区

(流域関連公共下水道事業・

流域関連特定環境保全

公共下水道事業)



編入

農業集落排水処理区(3地区)

綾歌処理区

(流域関連特定環境保全

公共下水道事業)



編入

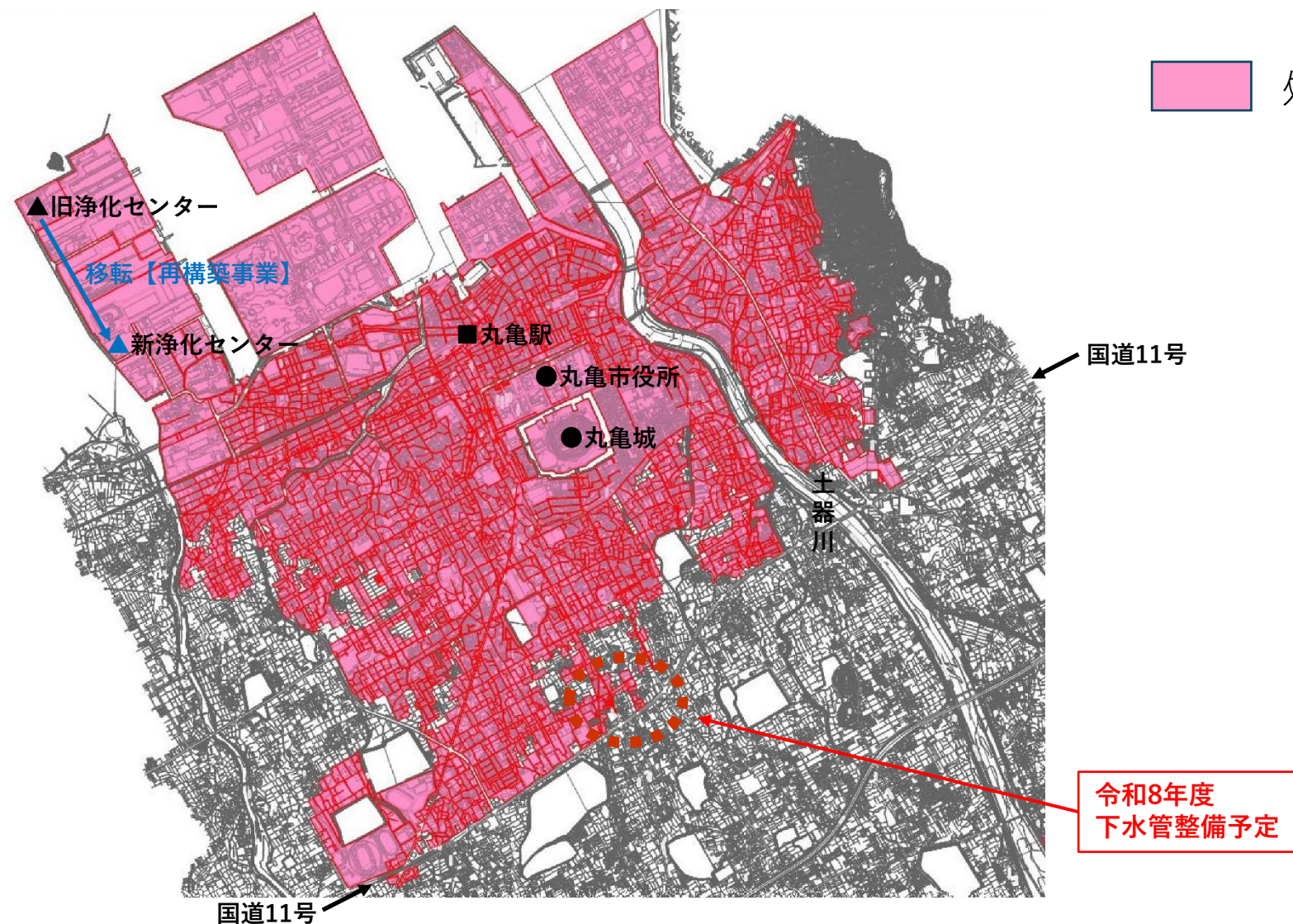
農業集落排水処理区(1地区)

丸亀処理区

昭和30年度から下水道事業に着手

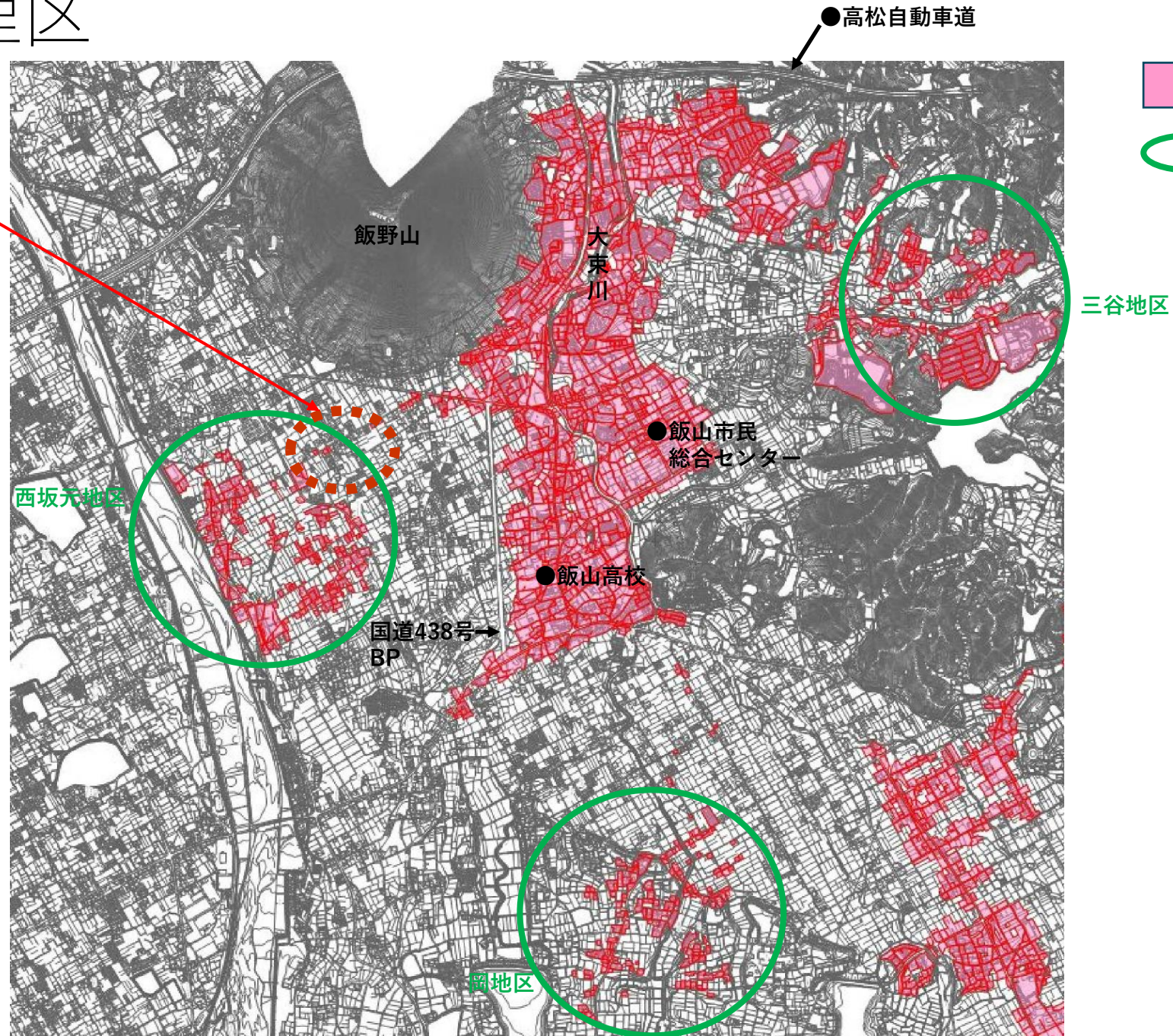
施設老朽化 ⇒ 下水管・ポンプ場設備等の長寿命化工事を実施

地震発生時の重要な区間の下水道機能の維持 ⇒ 下水管・ポンプ場の耐震対策を検討・実施



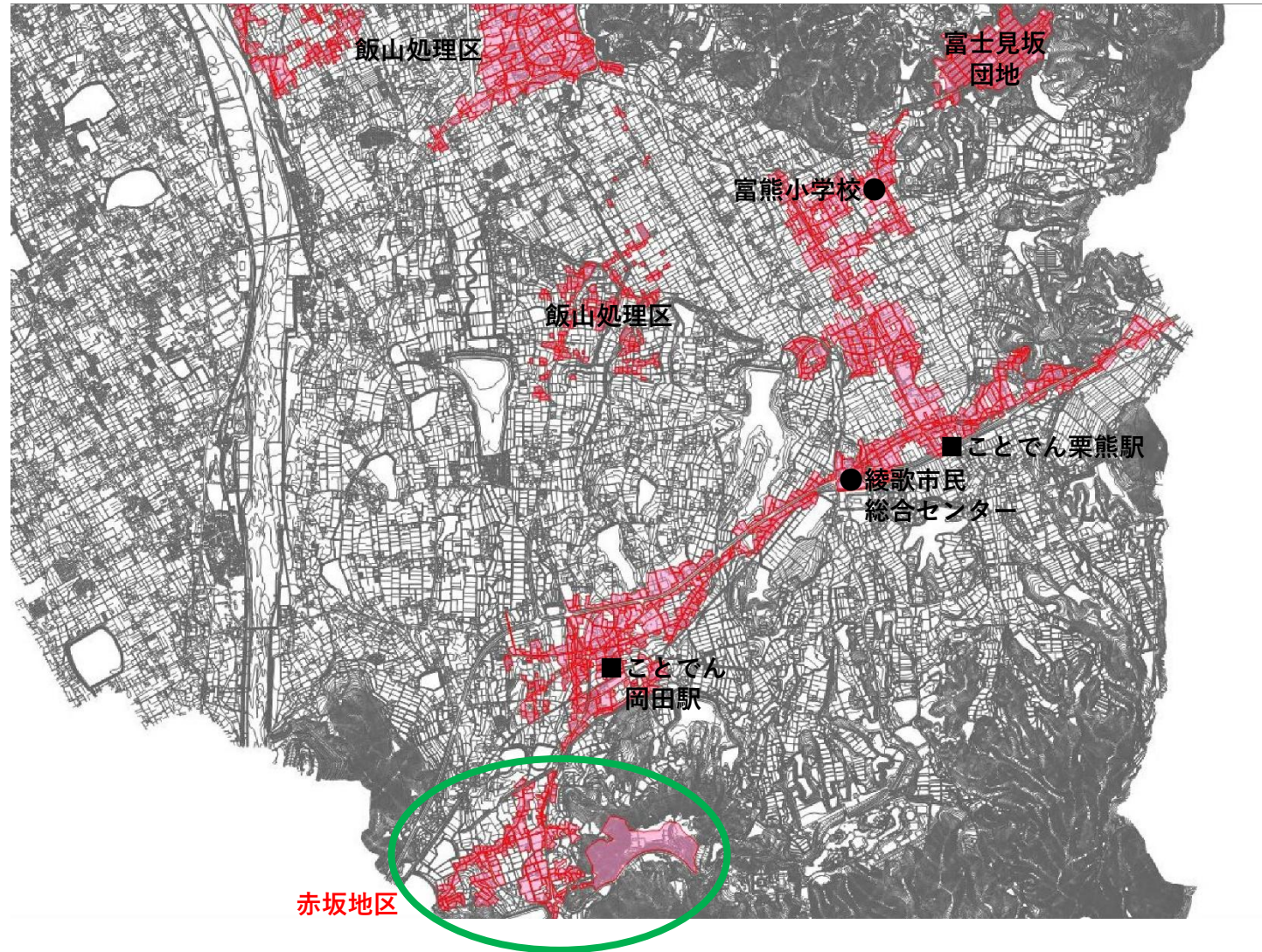
飯山処理区

令和8年度
下水管整備予定



- 処理区域
- 旧農業集落排水施設

綾歌処理区



- 処理区域
- 旧農業集落排水施設

丸亀市の下水道

(令和8年4月1日現在)

	丸亀処理区	飯山処理区	綾歌処理区
事業着手年度	昭和30年度	平成5年度	平成6年度
供用開始年度	昭和51年度	平成8年度	平成10年度
排除方式	合流式、分流式	分流式	分流式
供用開始区域内人口	39,566人	5,960人	3,767人
水洗化人口	39,078人	5,502人	3,253人
水洗化率	98.8%	92.3%	85.9%
処理場数	1施設	0施設	0施設
ポンプ場数	8施設	0施設	0施設
マンホールポンプ	8箇所	29箇所	11箇所
管渠延長	264km	50km	42km
下水管未整備延長	約3km	約4km	約3km

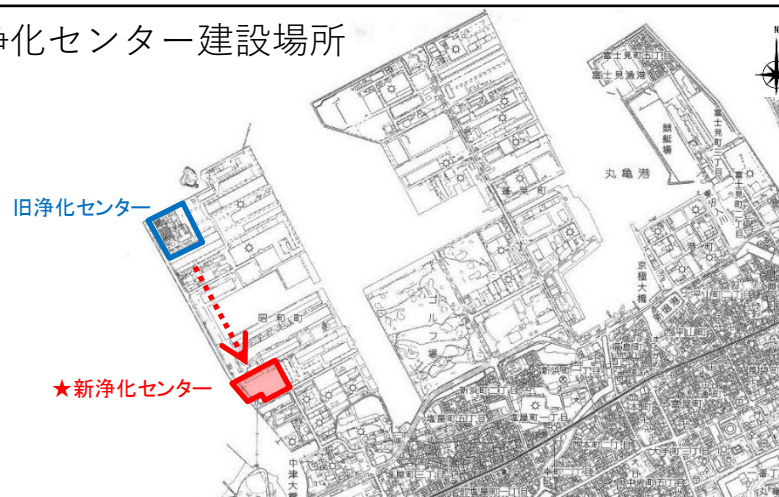
丸亀市浄化センター再構築事業

丸亀市浄化センターは、日量平均で約21,000m³の汚水を処理し、汚水処理人口は旧丸亀市総人口の約50%を占めており、**本市汚水処理において、中心的な役割を担う特に重要な下水道施設**

■新浄化センター概要

- 新浄化センター建設事業期間 : 9年 (H28～R6)
- 新浄化センター建設事業費 : 約150億円
- コンパクト化 : 処理能力 日最大37,400m³⇒26,200m³
敷地面積 39,000m²⇒33,000m²

■浄化センター建設場所



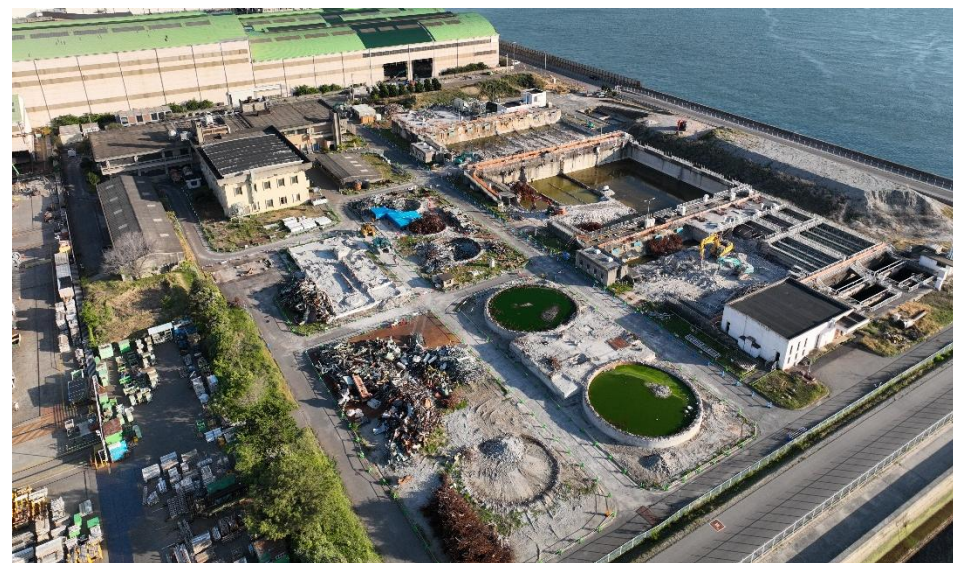
■旧浄化センター解体

- 旧浄化センター解体事業期間 : 6年 (R6～R11)
- 旧浄化センター解体事業費 : 約80億円

■新浄化センター完成



■旧浄化センター解体状況



管路施設及び塩屋ポンプ場外6施設を対象とする「下水道ストックマネジメント計画」を令和2年度に策定し、**令和3年度から対策工事に着手**

■現状と課題

- 各施設が供用開始から約35～53年経過 ⇒ 著しい老朽化
- 近年の豪雨による浸水リスク ⇒ 耐水化対策



■事業計画（対策）

- スtockマネジメント計画に基づき、効率的・計画的な更新
- 事業期間：5年（R8～R11） ※以後継続予定
- 総事業費：約50億円

■主要な工事

塩屋ポンプ場
長寿命化工事



工期：R6年5月～R9年3月
事業費：7億6千万円

蓬萊第1処理分区
管渠更生



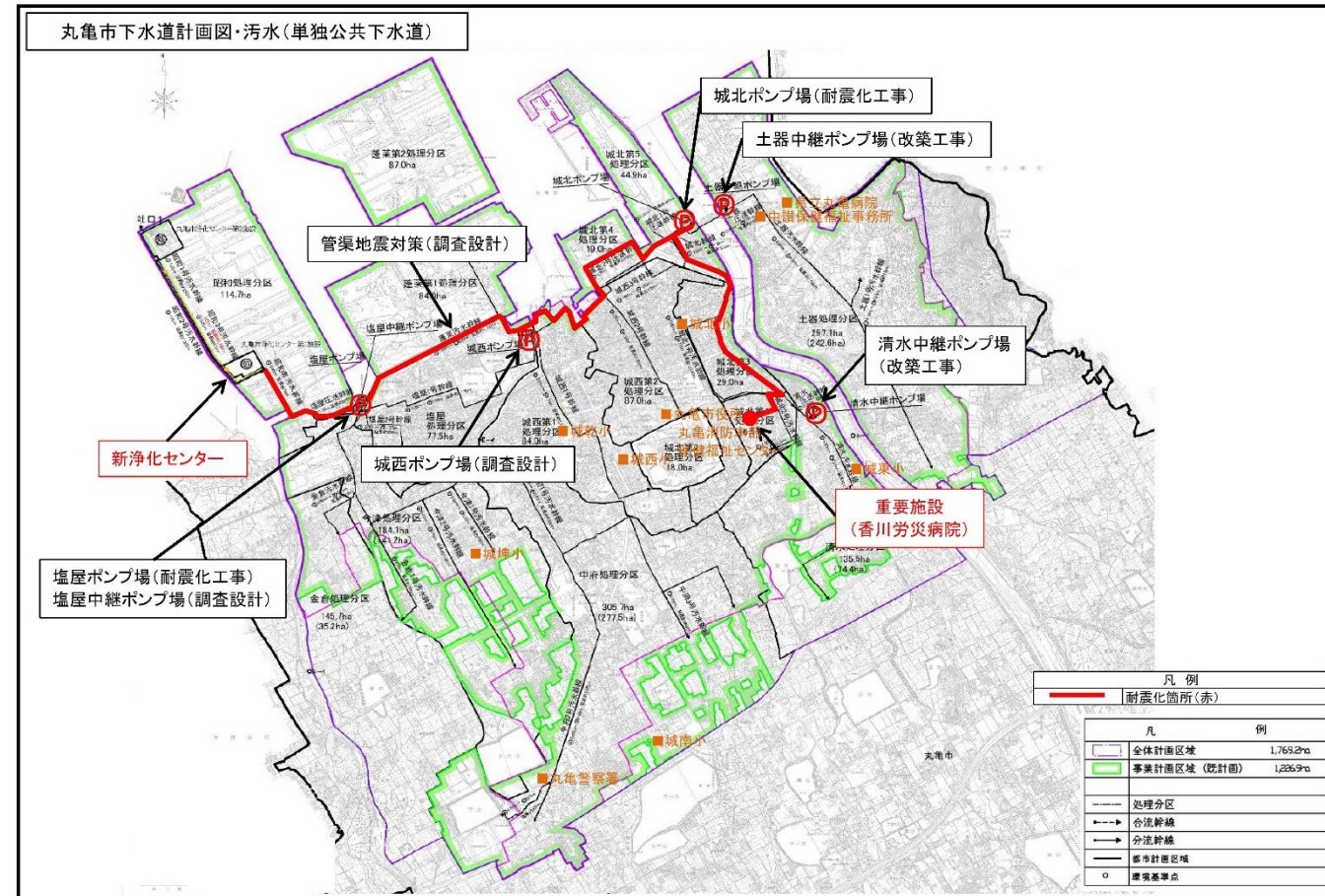
着手前

完成

管内径：450mm
延長：180m
工期：R5年9月～R6年1月
事業費：2千6百万円

地震による災害発生時において、重要となる施設における下水道機能を確保するため、**下水道施設を耐震化**

- ⇒ 各ポンプ場を耐震化工事
- ⇒ 香川労災病院 から 新浄化センター までの下水道管を耐震化



未普及対策事業

生活環境の改善や、公衆衛生を向上させることにより、**地域の安全・安心を創出**するとともに、瀬戸内海をはじめとした**公共用水域の水環境を保全**

■現状と課題

- 下水道処理人口普及率の向上 ⇒ 現状) 44.8%
- 下水道未整備区域の整備率の向上 ⇒ 現状) 67.8%



■事業計画（対策）

- 下水道未整備区域の下水管布設
- 事業期間 : 5年 (R5~R9) ※以後継続予定
- 総事業費 : 約3.6億円

■R 8 年度の主要な工事

- 中府処理分区下水管布設 (管径200mm 延長100m)
- 清水処理分区下水管布設 (管径200mm 延長100m)
- 飯山第4処理分区下水管布設 (管径200mm 延長300m)



中府処理分区 下水道管布設状況

浸水対策事業

★土器・今津の排水対策

土器排水区において、浸水シミュレーションを実施し、効率的な**浸水対策事業に着手**

■現状と課題

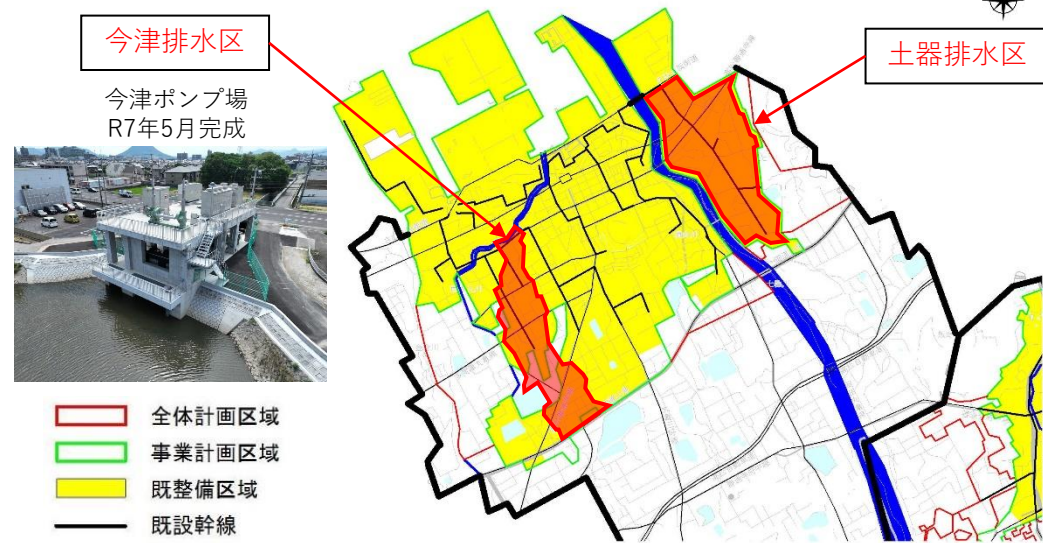
- 台風等豪雨により、床上・床下浸水被害が発生 ⇒ 浸水対策



■事業計画（対策）

- 雨水幹線の改修および新たなポンプ場の整備等
- 事業期間 : 7年 (R7~R13)
- 総事業費 : 約25億円

■事業箇所

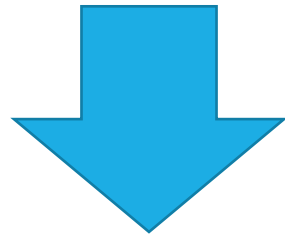


3. 下水道事業経営の考え方

経営の基本原則

地方公営企業法第17条の2第2項（経費の負担の原則） 抜粋

地方公営企業においては、その経費は、一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。



「独立採算制の原則」

雨水公費・汚水私費の原則

下水道処理費

雨水にかかる
経費



公費（一般会計繰入金）

浸水被害からまちを守るため、一般
市民も便益を受ける

汚水にかかる
経費



私費（下水道使用料）

下水道使用者が費用負担する

4. 丸亀市下水道事業の経営状況

丸亀市の決算状況（令和7年度決算見込）

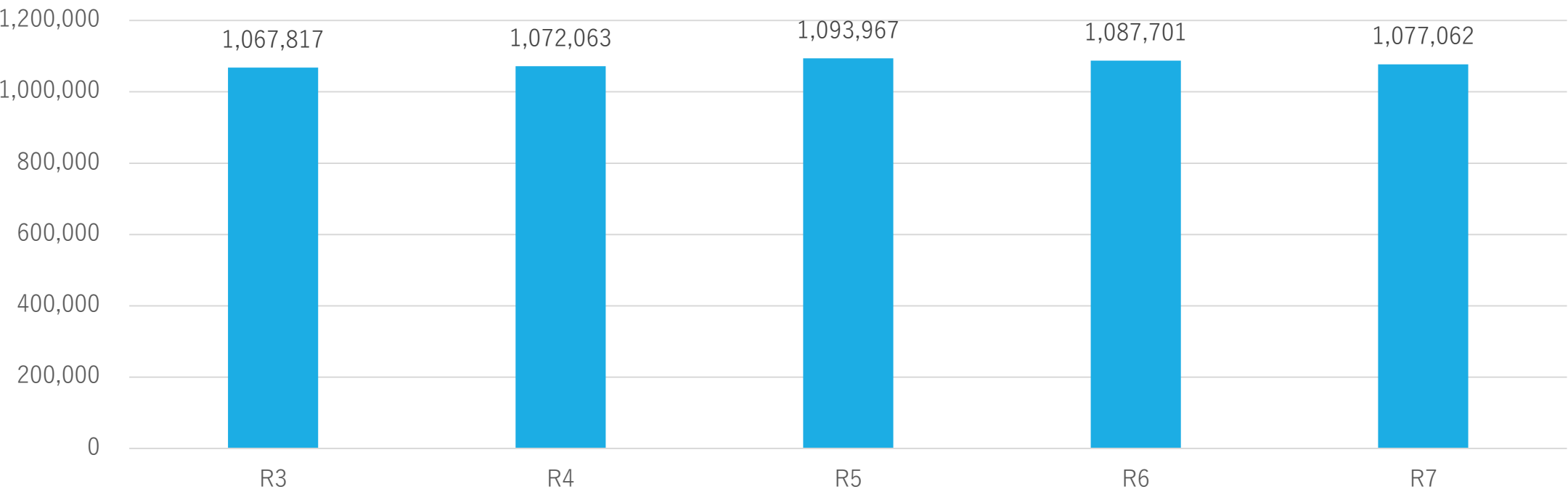
損益計算書	(単位：円)
営業収益	1,563,284,642
営業費用	2,559,971,619
営業利益	-996,686,977
営業外収益	1,547,233,294
営業外費用	253,103,435
経常利益	297,442,882
特別損益	-137,371,748
当年度純利益	160,071,134

	(単位：円)
汚水処理費	1,023,868,000
雨水処理費	397,124,000
セグメント別 当年度純利益	(単位：円)
公共下水道事業	158,973,410
特定環境保全 公共下水道事業	0
農業集落排水事業	1,097,724
貸借対照表	(単位：円)
資産	41,897,807,287
負債	35,515,372,990
資本	6,382,434,297

下水道使用料

(単位：千円、税込)

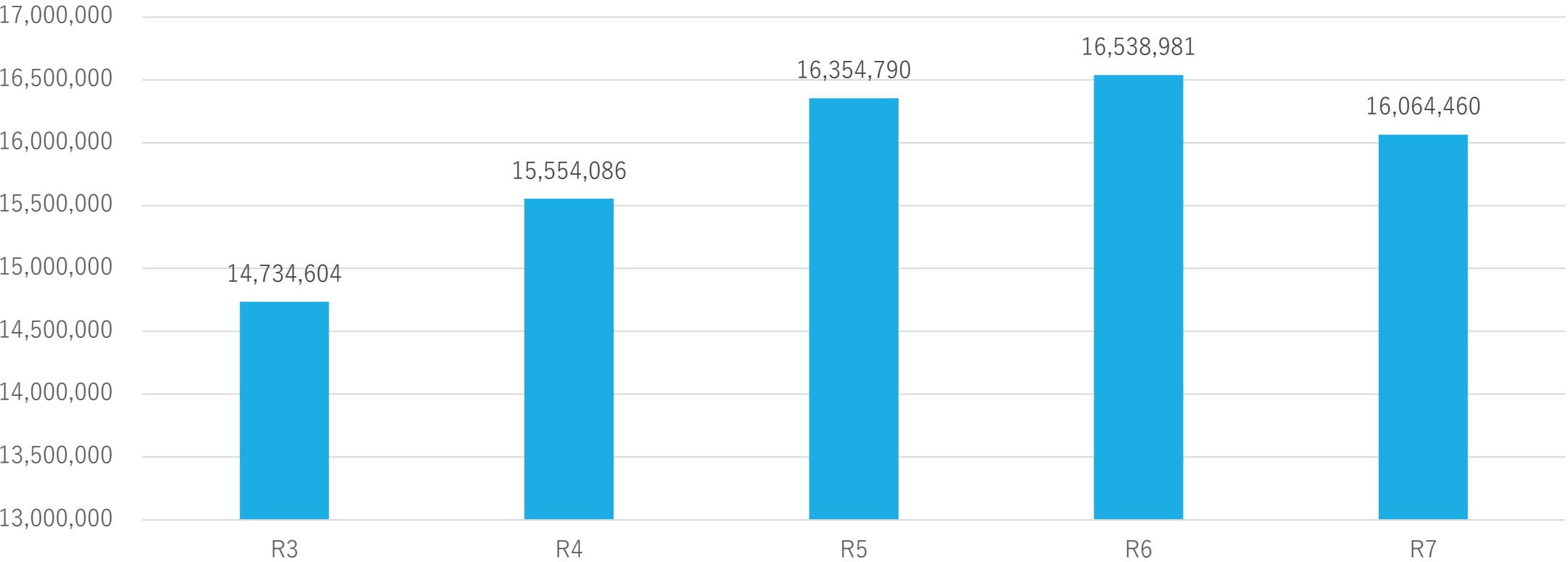
下水道使用料の推移



	R3	R4	R5	R6	R7
下水道使用料	1,067,817	1,072,063	1,093,967	1,087,701	1,077,062

企業債

企業債残高 (単位：千円)

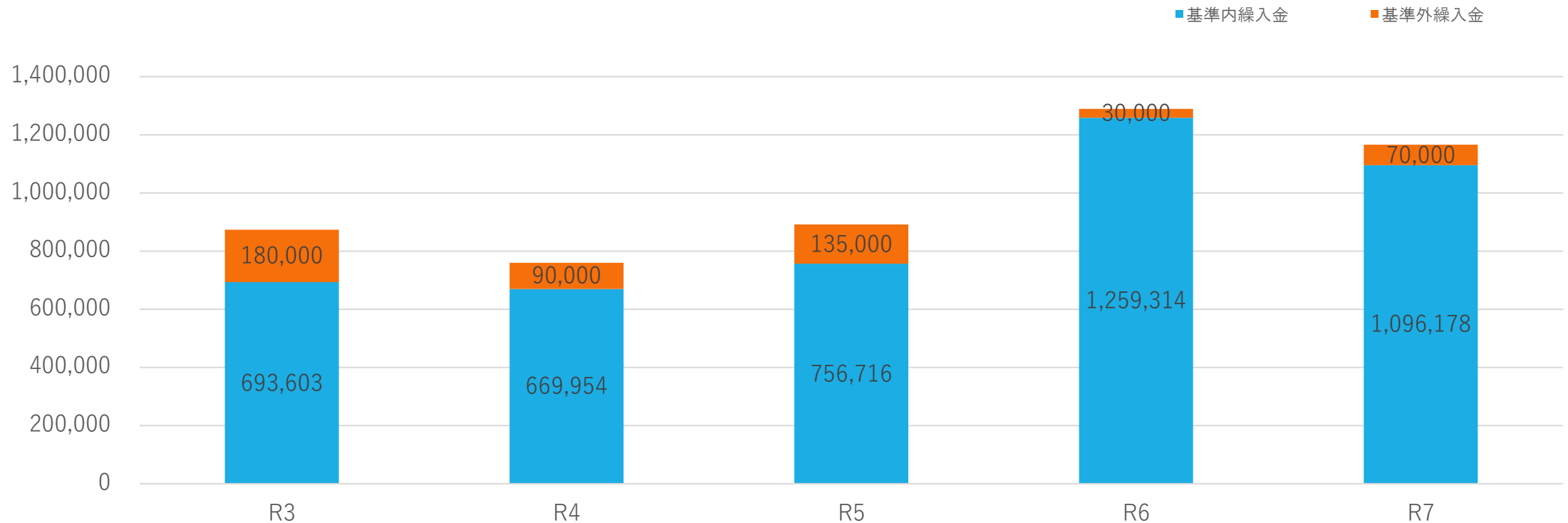


	R3	R4	R5	R6	R7
企業債残高	14,734,604	15,554,086	16,354,790	16,538,981	16,064,460

一般会計繰入金

一般会計繰入金の推移

(単位：千円)



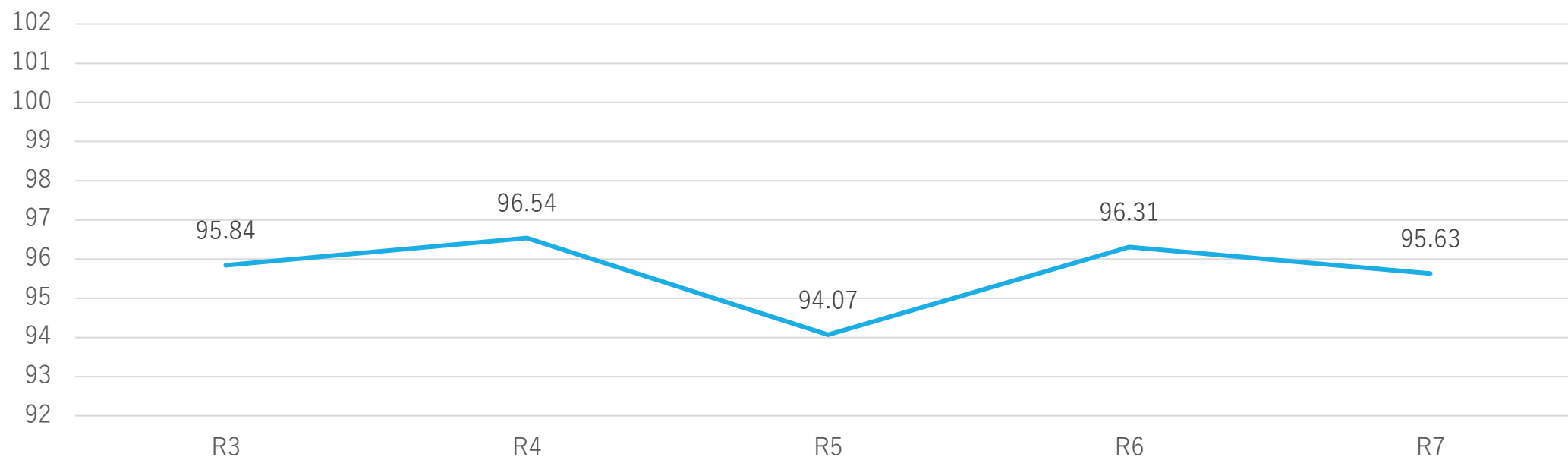
	R3	R4	R5	R6	R7
基準内繰入	693,603	669,954	756,716	1,259,314	1,096,178
基準外繰入	180,000	90,000	135,000	30,000	70,000
繰入金合計	873,603	759,954	891,716	1,289,314	1,166,178

経費回収率

- 汚水処理にかかる経費を、どの程度使用料で賄えているのかを示す指標

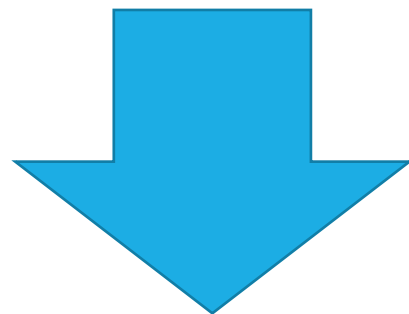
(単位：%)

経費回収率



	R3	R4	R5	R6	R7
経費回収率	95.84	96.54	94.07	96.31	95.63

独立採算制の原則から、
経費回収率を100%以上にし、
一般会計からの基準外繰入金を削減させる
ことが求められる。



下水道使用料の適正な水準について検討することが必要

5. 丸亀市の下水道使用料

下水道使用料体系

2 部料金制

使用料が、使用水量にかかわらず一律である「基本料金」と、使用水量に応じて支払額を算定する「従量料金」の2部で構成される料金制度

基本料金

使用水量の有無にかかわらず徴収される使用料

従量料金

使用水量に応じて、水量に単位水量あたりの単価を乗じて算定し徴収される使用料

丸亀市の使用料体系

料金表

区分	汚水量		使用料（税抜）
一般污水	基本料金 (1か月につき)	10立方メートルまで	1,050円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	11立方メートル～20立方メートル	125円
		21立方メートル～30立方メートル	145円
		31立方メートル～50立方メートル	175円
		51立方メートル～100立方メートル	195円
		101立方メートル以上	221円
公衆浴場污水	基本料金 (1か月につき)	300立方メートルまで	9,000円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	301立方メートル以上	41円

県下市の下水道使用料一覧

令和8年8月1日現在

	市名	一般家庭1か月あたり 下水道使用料 (円/20m ³ ：税込)	【参考】 上水道料金 (円/20m ³ ：税込)	合計 (円/20m ³ ：税込)	水洗化率 (R6年度末)	直近の 下水道使用料 改定年度
1	東かがわ市	3,914円	3,993円	7,907円	33.5%	令和7年度
2	高松市	3,243円	2,970円	6,213円	93.2%	令和8年度
3	観音寺市	3,217円	3,839円	7,056円	85.9%	平成22年度
4	善通寺市	3,190円	3,410円	6,600円	81.8%	平成16年度
5	坂出市	2,915円	3,300円	6,215円	80.9%	令和6年度
6	さぬき市	2,750円	3,630円	6,380円	72.0%	平成25年度
7	丸亀市	2,530円	2,860円	5,390円	96.8%	令和4年度

※三豊市は下水道事業がないので除く。

※令和10年度には、上水道料金の改定が予定されている。

【主な語句の説明】

○排除方式

- ・合流式：汚水と雨水を同じ下水管で排除する方式
- ・分流式：汚水と雨水を別々の下水管で排除する方式

○供用開始区域内人口

下水道が利用できるようになった区域内の人口

○水洗化人口

供用開始区域内において実際に下水道に接続し、使用している人口

○水洗化率

水洗化率(%) = 水洗化人口 / 供用開始区域内人口 × 100

○下水道ストックマネジメント計画

下水道施設全体の中・長期に渡る総合的な改築・更新に関する計画（定期的（概ね5年ごと）に評価、見直しを行う）

○下水道処理人口普及率

下水道を利用できる人口の割合

普及率(%) = 供用開始区域内人口 / 行政人口 × 100

○地方公営企業

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業

（水道事業・病院事業・ボートレース事業・下水道事業など）

○損益計算書

一定期間の「収益」「費用」を示し、企業の経営成績を表す書類

○貸借対照表

一定時点での「資産」「負債」「純資産(資本)」を示し、財産状況を表す。事業の規模や財政状態の健全性、短期的な支払能力などが分かる。

【主な語句の説明】

○企業債

地方公営企業が施設の建設、更新などに要する資金を借りるために発行する地方債

○基準外繰入金

一般会計からの繰入金のうち、国(総務省)の定める基準に基づかないもの。

